

よくある質問に対する回答【事業者の方向け】 ※順次追加していきます。(令和4年4月21日時点)

番号	質問	回答
1	スマホしかないため、画面上に表示されたQRコードが読み込めません。	画面をプリントアウトするなどして、読み込んでいただけるようお願いいたします。
2	「オープンデータ掲載希望有無」の設問に「希望する」と回答した場合、どの情報が、いつ、掲載されるのでしょうか。	希望いただいた場合は、今後、東京都のウェブサイトにて、東京版新型コロナ見守りサービスにご登録頂いた店舗情報を公開するなどの場合に、基本情報（業態、利用規模数、店舗・施設名/イベント名）、店舗・施設所在地・イベント開催場所（郵便番号、住所）の情報を掲載することを想定しております。
3	LINEをやっていませんが、どうすれば良いでしょうか。	<p>東京版新型コロナ見守りサービスのご利用にはLINEをご利用いただく必要がございます。東京都ではLINE公式アカウント「東京都-新型コロナ対策パーソナルサポート」を運用し、一人ひとりに応じた新型コロナウイルス感染症に関する情報をお知らせしております。</p> <p>今回、多くの方にご利用頂いておりますLINEアカウントを活用することで、速やかに情報を提供することといたしました。そのため、他の方法での登録は、現在のところ、準備しておりません。ご了承ください。</p> <p>なお、当サービスへの参加は任意となり、現時点では「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」等の各種協力金の支給要件ではございません。</p>
4	「東京版新型コロナ見守りサービス」に登録していないと協力金の申請はできないのでしょうか。	当サービスへの参加は任意となり、現時点では「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」等の各種協力金の 支給要件ではございません。
5	個人のLINEアカウントで登録してもよろしいでしょうか。	店舗/事業所のアカウントを推奨しておりますが、個人のアカウントでご登録頂いても問題ございません
6	家族や従業員のLINEアカウントで登録してもよろしいでしょうか。	店舗/事業所のアカウントを推奨しておりますが、個人のアカウントでご登録頂いても問題ございません
7	事業所で新たにLINEアカウントを取得しなければならないのでしょうか。	当サービスへの参加は任意となりますので、必須ではありませんが、ご利用頂くにはLINEアカウントを取得いただく必要がございます。また、店舗/事業所のアカウントを推奨しておりますが、個人のアカウントでご登録頂いても問題ございません

よくある質問に対する回答【事業者の方向け】 ※順次追加していきます。(令和4年4月21日時点)

番号	質問	回答
8	本社で各店舗のLINEアカウントを一括管理しているのですが、どのように発行すればよろしいでしょうか。	本社にて、各店舗/事業所毎のQRコードを作成、配布等の対応をお願いいたします
9	友達登録をしても申請の画面が出てきません。	東京都デジタルサービス局の新型コロナ見守りサービスのHPに掲載されておりますQRコードの読み取りから、店舗登録が行えます。 https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/ict/mimamori.html
10	事業者とは具体的に誰を指しますか。	不特定多数の方が利用する東京都内の施設の運営者及び店舗の経営者です。また、東京都内で実施し、不特定多数の方が参加するイベントの主催者のことです。
11	対象となる施設、店舗は具体的に何ですか。	飲食店や居酒屋などの食事提供施設、劇場、集会・展示施設、博物館、運動施設、遊興施設、商業施設など、東京都内に所在する不特定多数の方が利用する施設、店舗を対象としています。具体的には次の通りです。 食事提供施設 飲食店、居酒屋、料理店、喫茶店、菓子店等 劇場等 劇場、 観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場等 集会・展示施設 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等 博物館等 博物館、美術館、図書館、記念館、動物園、水族館等 運動施設 体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場等 遊戯施設 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、遊園地等 遊興施設 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックス等 商業施設 ショッピングモール、家電量販店、百貨店等
12	対象となるイベントは具体的に何ですか。	原則として屋内・屋外問わず、不特定多数の方が利用するイベントを対象としています。 屋内イベント コンサート、展示会、プロスポーツ、自由参加の講演会等 屋外イベント お祭り、プロスポーツ、野外フェスティバル等
13	必ず申請・登録をしなければならないですか。	申請・登録は任意ですが、感染拡大防止のため、できるだけ多くの事業者の方に申請・登録を実施していただきたいと考えています。
14	イベント参加者と通行人の区別が付かないようなイベントではどうしたらよろしいですか。	屋外や大規模施設内のイベントであっても、専用の入口を設置しているなど、イベント参加者とそれ以外の通行人などを明確に区別できる場合には、イベント参加者を対象に本サービスを利用していただくようお願いいたします。
15	事前申込時や入館・入店時に記名が必要など、利用者が特定できる場合でも申請・登録が必要ですか。	名簿や別のシステムなどで利用者を特定できる場合は、申請・登録の必要は特にありません。ただし、あわせて本サービスを利用することは可能です。

よくある質問に対する回答【事業者の方向け】 ※順次追加していきます。(令和4年4月21日時点)

番号	質問	回答
16	複数の店舗を経営している場合はどうすればよいですか。	それぞれの店舗ごとに申請・登録してQRコードの発行を受け、掲示してください。
17	規模の大きい商業施設やイベントの場合でも、1つのQRコードを入口に掲示すればよいですか。	1つのQRコードでも利用者への通知は可能です。ただし、部屋やフロアが分かれているなど、複数の場所に区分できる場合は、それぞれの場所ごとに申請・登録して異なるQRコードの発行を受け、掲示することで、クラスター発生時に連絡する範囲をきめ細かく限定し、正確な通知を行うことが可能になります。その場合、申請時の施設・店舗・イベント名の入力に際して、場所を明確に特定できるように入力をお願いいたします。
18	イベントの開催が複数日の場合はどうすればよいですか。	イベント主催者が同じであれば、同じQRコードの掲示を続けてください。一方、QRコードの読み取り日時により通知対象を特定するため、利用者の方は、利用日ごとにQRコードを読み取る必要があります。
19	QRコードを店舗やイベントのホームページに掲示してよいか。また、チラシやポスターとして事前に配布してよいですか。	本サービスでは、現地におけるQRコードの読み取り日時により通知対象を特定します。現地以外の場所での読み取りや事前の読み取りが可能になると、通知対象を正確に特定できなくなりますので、ホームページへの掲示や紙などでの事前配布は避けてください。
20	施設・店舗・イベント主催者が行う手続きは何ですか。	東京都のホームページにある専用のQRコード発行フォームにアクセスし、必要事項を入力していただくと、QRコードが発行されます。それを印刷していただき、利用者に分かりやすい入口などの場所に掲示していただきます。 また、利用者に対して、QRコードの読み取りを呼び掛けていただくようお願いいたします。
21	事業者の登録に必要な項目は何ですか。	業態、1日あたりの利用想定人数、施設・店舗・イベント名、郵便番号・住所、電話番号、メールアドレスを入力していただきます。
22	間違えて登録してしまった場合や、登録内容に変更があった場合はどうすればよいですか。	登録後の変更はできませんので、改めて新規のご登録をお願いいたします。誤った登録や変更前の登録により発行されたQRコードは、破棄してください。
23	申請・登録に費用が発生しますか。	申請・登録は無償です。ただし、インターネット接続などの通信費用やQRコードの印刷費用をご負担していただく必要があります。
24	プリンターがなく、QRコードを印刷できないがどうしたらよいですか。	コンビニエンスストア等で印刷をするか、タブレット画面に表示して利用者へ提示するなどのご対応をお願いいたします。
25	QRコードの印刷はカラーと白黒のどちらで行えばよいですか。	どちらでも構いません、ご自由に選択ください。
26	QRコードをどのような場所に掲示すればよいですか。	入口や会計レジの周辺、飲食店のテーブル上やメニュー表など、多くの利用者に分かりやすく、スマートフォン等でQRコードを読み取りやすい場所に掲示してください。なお、利用者以外の通行人などが容易に読み取り可能な場所への掲示は避けてください。

よくある質問に対する回答【事業者の方向け】 ※順次追加していきます。(令和4年4月21日時点)

番号	質問	回答
27	同一の施設・店舗に同じQRコードを複数掲示してもよいですか。	可能です。同じQRコードをコピーして掲示してください。複数の入口がある場合や利用者が多い場合などに効果的です。 また、部屋やフロアが分かれているなど、複数の場所に区分できる場合は、それぞれの場所ごとに申請・登録して異なるQRコードの発行を受け、掲示することで、クラスター発生時に連絡する範囲をきめ細かく限定し、正確な通知を行うことが可能になります。その場合、申請時の施設・店舗・イベント名の入力に際して、場所を明確に特定できるように入力をお願いいたします。
28	施設・店舗などで勤務している人がQRコードを読み込んでもよいですか。	別の方法で従業員などの勤怠管理をされている場合でも、あわせて本サービスを利用することは可能です。
29	事業者の登録項目は公表されますか。	申請・登録に際してオープンデータとしての利用を了承された場合には、公表されます。
30	どのような場合に利用者に感染情報が通知されますか。	保健所の調査により、新型コロナウイルス感染症のクラスターが施設・店舗などで発生したと判断された場合に、通知メッセージが送信されます。
31	クラスター発生の通知に際して、施設・店舗などの名称が伝えられますか。	利用者への通知メッセージでは、施設・店舗などの名称を記載いたしません。ただし、次の場合には名称を通知することがあります。 ・名称の通知について、施設・店舗などの同意がある場合 ・本サービスに関わらず、施設・店舗などの名称の公表が必要であると東京都又は保健所が別途判断した場合 なお、濃厚接触の疑いがある方を保健所が調査する場合には、当該の方の本サービスの利用に関わらず、施設・店舗などの名称をその方にお伝えすることになります。
32	クラスター発生の通知に際しての手順はどのようなものですか。	おおよその手順は次のとおりです。 1 利用者や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性者であることが判明すると、所管の保健所から施設・店舗などに連絡が入ります。 2 保健所の調査により、新型コロナウイルス感染症の患者クラスターが施設・店舗などで発生したとの判断が行われます。 3 事業者は必ず保健所と相談の上、通知の文面や通知対象とするべき利用日時の範囲を決め、東京都（受託者）に通知を依頼します。 4 通知対象とした利用者に対して、東京都（受託者）が通知を行います。
33	Q & Aに掲載されていないことを質問したい	東京版新型コロナ見守りサービスお問合せフォームよりお問い合わせください。 https://1faa0661.form.kintoneapp.com/public/696978c5348ad42003b4465f8a2f07040f1671f5ad0da32e196bae7e592f361d